

第3章

人、環境にやさしい安全・安心なまち



第1節	災害に強いまちづくり……………	112
第2節	消防・救急救助体制の強化……………	116
第3節	安心して快適に移動できるまちづくり……………	120
第4節	環境にやさしいまちづくり……………	123
第5節	良好な自然環境を生かしたまちづくり……………	129
第6節	上水道事業の充実……………	132
第7節	下水道事業の充実……………	135
第8節	消費生活の充実……………	138
第9節	安心して任せられる葬儀……………	141

第1節 災害に強いまちづくり

めざすべき姿

浸水対策が強化されるとともに、都市構造の不燃化・耐震化や主要幹線道路の沿道に延焼防止帯が形成され、電線類の地中化により、災害に備えたライフラインが確保されている。

小学校などの地域避難拠点施設が整備されている。備蓄倉庫も各小学校に設置され、事業者との災害時協定などにより、非常時の食料および緊急物資が確保されている。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が定着し、自主防災組織、行政、防災機関などが連携し、協働している。

常に情報を共有し、CATV、MCA無線^{41※}などの活用により、防災情報が迅速に各家庭に提供され、市民、行政、防災機関が一体となった防災対策が講じられている。

諸施策と相まって、世界に誇れる安全で安心なまち、「インターナショナル・セーフティシティ」の一翼をみんなが担っている。

現状と課題

- 本市は五月山や猪名川といった自然環境に恵まれているが、その地形条件から土砂災害や出水要因を内包している。また、近年、各地で発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対する対応が求められている。
- 小学校などの避難施設の耐震化を積極的に進める必要がある。
- 備蓄倉庫の整備が十分とはいえず、家庭での備蓄とあわせて、非常時の緊急物資の確保が求められている。
- 東南海・南海地震の発生が切迫していると言われている。
- 地形的に有馬高槻断層帯^{42※}地震や上町断層帯^{43※}地震の大きな影響を受ける可能性がある。
- 市内には、まだ多くの狭あい道路、密集家屋などの消火活動の困難地域が存在していることから、延焼拡大のおそれを有している。
- 住宅・建築物の耐震化を積極的に進める必要がある。
- 啓発・広報活動により市民の防災に対する意識が向上し、自主防災組織^{44※}が年々増えているが、全地域での設置を図る必要がある。
- 災害時の被害の軽減を図るため、防災組織との連携、ボランティアの活用などが求められている。
- 災害発生時の情報収集・伝達支援を円滑に行うため、自主防災組織と連携した防災訓練が行われているが、連絡手段等の整備が不十分である。

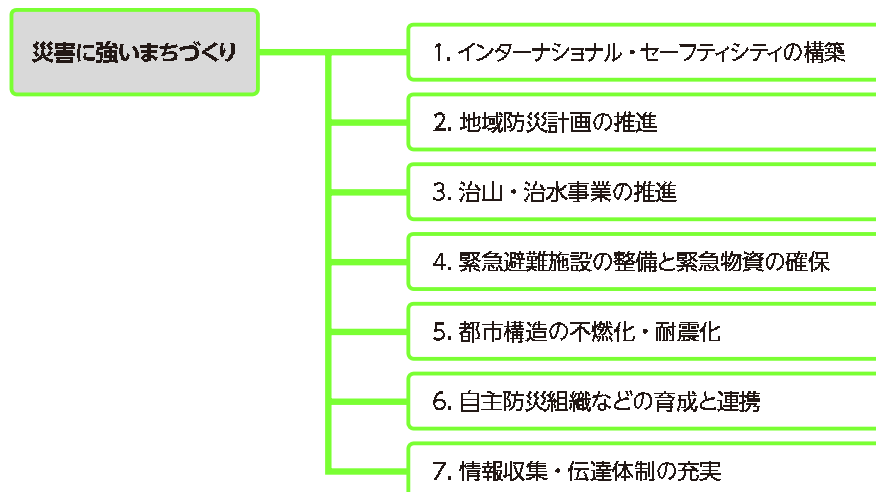
^{41※}
MCA無線
業務用無線の一つ。制御局を共同で利用する無線システムで、利用者は同じ識別符号を持つ会社等のグループ単位で交信できる。緊急通信用のシステムとして企業・地方公共団体・公共機関でも採用されている。

^{42※}
有馬高槻断層帯
神戸市北区の有馬温泉西方から高槻市街地北部（大阪府・京都府府境）に至る活断層帯。

^{43※}
上町断層帯
大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る活断層帯。

^{44※}
自主防災組織
「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、町内会や自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。

■ 施策の体系

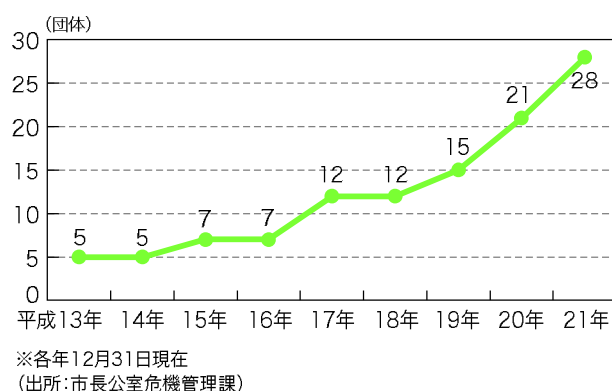


1. インターナショナル・セーフティシティの構築

計画 世界に誇れる安全で安心なまちづくり体制を整備する。

- ステップ**
- ・ 犯罪、暴力、交通事故および災害等のすべての危害から、市民を守るための庁内体制を構築する。
 - ・ 市民や地域団体、関係機関等との協働による施策の推進および情報の共有等の基盤整備を行う。
 - ・ 近隣自治体等との連絡を密にして連携を強化する。
 - ・ 地域における犯罪情報などを提供・共有し、防犯・防災などに役立てる。

■ 自主防災組織の状況



2. 地域防災計画の推進

計画 地域防災の基本となる「地域防災計画」の適切な運用を図り、市民の生命および財産の保護に努める。

- ステップ** ・防災訓練（実動・図上）を定期的に行う。
- ・災害の教訓を踏まえて、地域防災計画を随時更新し、実効性のある計画とする。

3. 治山・治水事業の推進

- 計画** 集中豪雨、台風、地震などの災害時において、土砂崩れや浸水を防ぐ。

- ステップ** ・国や府の所轄である、五月山山系のがけ崩れ防止、土石流対策、砂防対策および猪名川、余野川などの治水対策の推進を要望する。
- ・河川・水路に集まる雨水の量を軽減し、分散的に放流するために、ため池や公園、雨水施設などを整備する。

4. 緊急避難施設の整備と緊急物資の確保

- 計画** 災害発生直後の地域防災活動の実効性を高めるために、緊急避難施設と備蓄倉庫の整備を進める。

- ステップ** ・避難施設の耐震化と拡充を図り、備蓄倉庫を設置する。
- ・スーパーやコンビニなどの事業者との災害協定などにより、非常時の緊急物資を確保する。
- ・啓発により市民の意識を高め、家庭内備蓄を進める。

5. 都市構造の不燃化・耐震化

- 計画** 施設構造物、建築物などの不燃化・耐震化を進める。

- ステップ** ・国道 176 号の沿道に準防火地域を指定するなど、延焼防止帯を検討する。
- ・地震に関する情報を公表し、耐震化に対する意識の向上を図り、耐震化の必要性を啓発する。
- ・建築物の所有者などが安心して耐震化を行うことができるような耐震診断・改修補助制度を充実する。
- ・建築物の耐震化に関する相談窓口、ホームページなどを充実し、耐震化に関する市民のニーズに応えた情報を提供する。
- ・市有建築物の耐震化については、耐震診断結果や施設の利用状況などを勘案し、耐震化に努める。
- ・避難路や緊急輸送路を確保するため、橋梁などの安全性の確保や電線類の地中化を推進する。

6. 自主防災組織などの育成と連携

計画 自主防災組織を育成し、企業などの地域防災活動への参画を促進する。
ボランティアとの連携・協力体制を確立させる。

ステップ

- ・自主防災組織の市内全域での設立をめざす。
- ・自主防災組織の活動の強化を図るとともに、市域内にある企業や民間団体との連携・協働を図る。
- ・地域内での相互扶助機能が発揮され、自主防災組織とボランティアの協力による避難所が運営できる体制を確立する。
- ・自主防災組織の育成や企業などの地域防災活動への参画を促進するとともに、活動に対する支援を行う。

7. 情報収集・伝達体制の充実

計画 防災活動や災害救援・救護活動を迅速かつ円滑にできるよう防災情報システムを整備する。

関係機関などとの情報連絡体制を強化し、市民への情報伝達体制を整備する。

ステップ

- ・大阪府、警察、交通機関、ライフライン関係機関などとの情報連絡体制の強化を図る。
- ・臨時広報誌発刊のほか、インターネット、CATV、MCA 無線、パソコン通信などを活用し、市民への的確な情報を提供する。
- ・池田市土砂災害情報相互通報システムについて、市民へ PR し、相互に情報の提供・活用が活発化するように努める。
- ・高齢者・障がい者（児）・外国人などの災害時要援護者に対する迅速な情報伝達と安全確保ができる支援体制を整備する。

■ 市民等の市政への参画

- ・家庭内備蓄を進める。
- ・自分たちのまちは自分たちで守る意識を高め、自主防災組織へ積極的に加入する。
- ・近所のひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を日頃から把握しておく。
- ・自宅の耐震化、室内の地震対策を行う。

■ 主な部門別計画

- ・池田市国民保護計画（危機管理課：平成 18 年（2006 年）～）
- ・池田市地域防災計画（危機管理課：平成 19 年（2007 年）～）
- ・池田市住宅・建築物耐震改修促進計画（審査課：平成 20 年（2008 年）～）

第2節 消防・救急救助体制の強化

めざすべき姿

消防本部では、高い技能を有した職員と高機能な資機材が充実し、大規模災害に備えた広域連携も整っている。救急車には救急ネットワークが完備されており、病院との患者の受け入れがスムーズに行われている。これらにより、緊急時においても消火・救急・救助活動に速やかに対応できるようになっていくとともに、地域の防災力が向上しており、市民が安心して暮らしている。

現状と課題

- 大規模災害や特殊災害などについては、全国的な協定（緊急消防援助隊）が結ばれているものの、一自治体消防では限界がある。
- 消防救急無線のデジタル化への法的対応が、平成 28 年（2016 年）に迫っている。
- 住宅用火災警報器の設置が義務付けられているが、家庭における設置は約半数にとどまっている。
- 高齢者世帯の火災による死者が増加傾向にある。
- 本市も含め、全国的に火災の原因として例年放火が最も高い状態が続いている。
- 高齢化、核家族化の進展や不急の救急要請の増加により、救急需要が 20 年間で倍増している。
- 全国的に消防団の加入率が低下しているが、本市では定員を満たしている。
- 自主防災組織は順調に増加してきてはいるものの、全市的に組織されるように推進する必要がある。
- 学校や工場、事業所などについての防火管理と消防用設備等の設置が充実している。
- 消防庁舎が老朽化している。

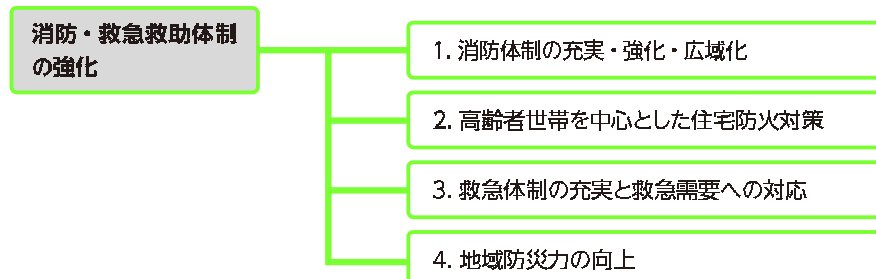
火災件数の推移

(単位：件数)

		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
池田市	件数	36	32	52	51	39	22	39	38	34
	人口1万人当たり	3.6	3.2	5.2	5.1	3.9	2.2	3.9	3.8	3.4
大阪府	件数	4,200	4,080	3,986	3,820	3,567	3,375	3,632	3,392	3,266
	人口1万人当たり	4.8	4.6	4.5	4.3	4.0	3.8	4.1	3.8	3.7
全 国	件数	63,591	63,651	56,333	60,387	57,460	53,276	54,582	52,394	51,124
	人口1万人当たり	5.0	5.0	4.4	4.7	4.5	4.2	4.3	4.1	4.0

(出所：消防署)

■ 施策の体系



1. 消防体制の充実・強化・広域化

計画 消防体制の充実、強化を図るとともに、大規模災害やテロ災害、NBC災害^{45※}などに対処するため、消防広域化の推進に努める。

ステップ

- ・関係自治体と消防広域化を検討する。
- ・防災施設や消防資機材の充実・強化を図る。
- ・消防広域化に対応できる人材を育成する。
- ・効率的な運用を図るため、消防救急無線をデジタル化する。
- ・消火栓や耐震性貯水槽を設置するなど、消防水利を一層充実させる。
- ・将来の広域化を見据えて、消防庁舎のあり方を検討する。

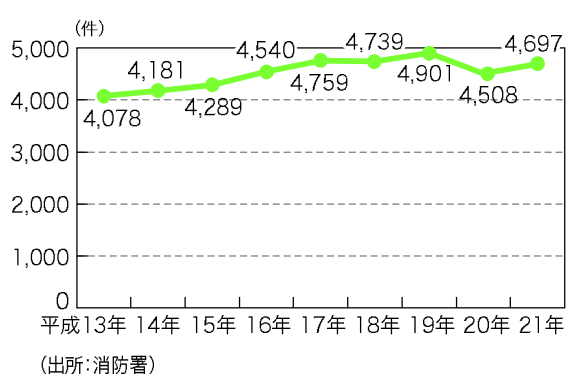
■ 主要原因別火災発生件数

(単位：件数)

放火(疑い含む)	10
コンロ	0
たばこ	3
ストーブ	0
火遊び	2
その他	19
合計	34

※平成 21 年
(出所：消防署)

■ 救急出場件数の推移



^{45※} NBC災害

《Nは nuclear(核)、Bは biological(生物の)、Cは chemical(化学)の略》原発事故のような核汚染による災害、炭疽菌事件のような生物汚染による被害、サリン事件のような化学物質汚染による災害の総称。

2. 高齢者世帯を中心とした住宅防火対策

計画 住宅防火対策を積極的に進め、住宅火災を減らす。

- ステップ**
- ・高齢者宅の訪問および防火指導・防火診断を継続して行う。
 - ・住宅用火災警報器の積極的な設置促進を図る。
 - ・放火に対する対策を一般家庭へ指導する。
 - ・福祉部門など関係機関との連携を図り、高齢者や障がい者の情報を共有する。
 - ・防火・防災意識の啓発を行う。

■救急救命士養成状況

(単位：人)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
養成人数	2	2	1	1	1	2	2	1	1
累計	16	18	19	20	21	23	25	26	27

(出所：消防署)

3. 救急体制の充実と救急需要への対応

計画 救急患者に対して、速やかで適切な処理を行える体制を確立する。
真に必要な人が必要な時に救急車を利用できるよう、救急車の適正利用を図る。

- ステップ**
- ・市民に対し広報誌やホームページ、ポスターなどで広報することにより、救急車の適正利用を呼びかける。
 - ・119 番受信時、緊急度・重傷度を識別する救急入電時のトリアージ^{46※}実施に向け、検討を行う。
 - ・患者の早期搬送を実現するため、近隣市町を含めた消防署、病院等とのネットワーク化を図る。
 - ・搬送患者に適切な処置を施せるよう、病院とのシステム連携を図るとともに、救急救命士のレベルアップに努める。

^{46※} トリアージ

一般的には、多数の傷病者が出ている中で、容態や緊急度に応じて治療の優先度を決定することを意味するが、救急におけるトリアージとは、個別の傷病者に対する緊急度、重症度を評価し、消防救急による搬送要否を含め、評価結果に応じた搬送体制を提供することをいう。

4. 地域防災力の向上

計画 災害時に初動対応できるように地域防災力を向上させる。

- ステップ**
- ・消防団や自主防災組織が参加できる訓練を実施する。
 - ・自主防災組織と消防団の連携を図る。
 - ・消防団の訓練などの活動状況をホームページなどで紹介し、地域防災をアピールする。
 - ・地域防災力の担い手として女性などの多様な人材の活用を検討する。
 - ・応急手当に関する講座を実施する。

■ 市民等の市政への参画

- ・自治会等を通じた、防火啓発・救急広報などに日頃から関心を持つ。
- ・自主防災組織の防災訓練・炊き出し訓練などに積極的に参加し、地域全体の防災力を高める。
- ・不要不急の際は、救急車を呼ばない。
- ・応急手当のスキルを身につける。

■住宅用火災警報器の設置家庭数の推移

(単位：戸数)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
住宅用火災警報器の設置家庭数	7,051	12,752	14,610

(出所：消防本部予防課 アンケートによる推計)



第3節 安心して快適に移動できるまちづくり

めざすべき姿

人、環境にやさしい交通体系が整備され、子ども・高齢者・障がい者（児）の特性に応じた交通手段により、誰もが安心して移動できるまちとなっている。

放置自転車や違法駐車はなくなっている。

公共交通機関網が整備され、地域の交通の便が確保されている。

公共交通機関・道路がユニバーサルデザイン化されている。

現状と課題

- 一部の主要幹線道路を除き、歩行者、自転車、自動車の通行が混在しているため、通行する人々の安全を確保する必要がある。
- バス路線は整備されているものの、便数が少ないなど利便性に地域差がある。
- バス利用者の減少に伴い、バスの便数が削減され、さらに利便性が低下するという悪循環が見られる。
- 地域により、利用できる公共交通手段に格差がある。
- 石橋駅でのバス、鉄道の相互の乗り継ぎが不便である。
- 高齢者、障がい者（児）、子どもなどの移動に配慮した交通手段や道路の整備等を図る必要がある。
- 交通事故は減少傾向にあるが、高齢者の事故や自転車と歩行者の事故などが増加している。
- 主に小学生以下・高齢者を対象に、体系的に交通安全教育を行っているが、他の世代に対する取り組みも行う必要がある。
- 駅周辺の放置自転車や違法駐車は、指導啓発や移動を行い、改善されてはいるものの、根本的な解消を図る必要がある。

交通安全施設の現況

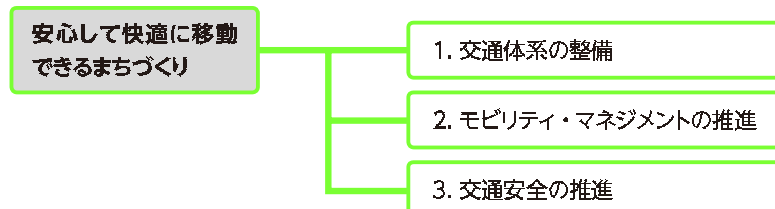
施設	管理者	市	府	国	公安委員会
歩道(m)		58,526	30,711	13,805	—
横断歩道橋(箇所)		9	4	6	—
地下歩道(箇所)		2	2	4	—
道路照明(基)		2,216	676	270	—
防護柵(km)		18	18	8	—
道路反射鏡(本)		986	29	10	—
信号機(基)		—	—	—	153
横断歩道(箇所)		—	—	—	144

※平成21年4月1日末現在

※道路照明は100W以上のもの、防護柵は車両の逸脱防止および、歩行者の路外転落防止のもの、横断歩道の箇所は、信号機のないもの

(出所：大阪国道事務所、府池田土木事務所、池田警察署、市都市建設部道路課)

■ 施策の体系



1. 交通体系の整備

計画 安全・安心で円滑な移動ができるように交通体系を再構築し、市全体の交通体系のあり方を示す将来計画を策定する。

- ステップ**
- ・歩行者の安全・安心のために歩道整備および交通ネットワークの充実に努める。
 - ・自転車は歩行者より広範囲を移動できる交通手段および近距離の自動車利用の代替手段として、積極的な活用を推進する。
 - ・高齢者や障がい者（児）、子どもなどすべての人が市内を自在に行き来できるように、公共交通機関の各種施設や駅周辺道路など、包括的にユニバーサルデザイン化を行う。
 - ・関係機関と連携し、交通実態に即した交通規制の見直し、各種交通安全施設の整備を図る。
 - ・警察などの関係機関とも連携・協力しながら、違法駐車や放置自転車などの解消に努める。
 - ・歩行者や自転車、公共交通機関を重視した道路空間の再配分を行う。
 - ・将来的に交通空白が生じるおそれのある地域については、コミュニティバスやデマンド運行^{47※}など、より地域に密着した交通のあり方を検討する。
 - ・以上のような施策を効率的かつ整合的に実施するため、地域交通計画を策定する。

^{47※}
デマンド運行
 運行時刻表（ダイヤ）に基づいて運行される一般的な公共交通と違い、利用者の申し込みに応じて、運行を行う交通システムのこと。

48※ モビリティ・ マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通機関を適切に利用するなど）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

49※ 池田市環境 基本計画

「今日の目標を 明日の当り前へ」をキャッチフレーズに、「環境にやさしいまち・いけだ」に向けた取り組みの方向性を明らかにした計画（平成 13 年度（2001 年度）策定）。
（新環境基本計画：上記計画の当面の目標年である平成 22 年（2010 年）を前に全面的な見直しを行った）

2. モビリティ・マネジメント^{48※}の推進

計 画

不要不急の自動車利用を抑制し、自転車や公共交通機関の適切な利用を促進する。

ステップ

- ・住民の移動手段について調査を行い、ニーズを把握する。
- ・住民のみならず、市内の勤労者や新たに転入してくる人々に対しても、自動車の代替交通手段について、情報提供に努め、積極的な転換を図る。
- ・学校や、住民向けセミナーなどで、啓発やワークショップを行い、環境に配慮した、持続可能な交通体系の必要性について、官民ともに意識の高揚を図る。
- ・鉄道とバス・タクシーの乗り継ぎの改善など、公共交通機関の利便性について、事業者と協議・検討を行い、公共交通機関の利便性向上、利用促進を図る。

3. 交通安全の推進

計 画

幼児から高齢者まで、すべての人に交通安全の意識を持ってもらい、交通事故をなくす。

ステップ

- ・警察・学校などと連携し、交通ルールの遵守、マナーの向上について、各年齢層に応じたさらなる教育を行い、周知を図る。
- ・交通安全教室を受講すると駐輪場が安価に利用できるなど、受講者にインセンティブを与えるような施策を検討する。

■ 市民等の市政への参画

- ・交通安全や渋滞解消、交通手段の確保などに意識を持ち、安全教育や公共交通機関の利用促進など、各種活動へ積極的に参加・協力をする。
- ・マイカーに依存せず、公共交通機関も利用するよう意識を持つ。
- ・市民の交通の便は市民で支えるという共通意識のもと、それぞれの地域に住む個人や家族、自治会等でバス路線の維持などのために協力をする。

■ 主な部門別計画

- ・池田市交通バリアフリー基本構想（交通課：平成 18 年（2006 年）～）